

第一部 知識編

第1章 高齢者虐待の理解

1 高齢者の権利擁護と虐待の防止

高齢期には心身の機能の低下が進み、その結果として自立度が低下することで、家庭や施設における介護従事者に身の回りの世話を依存することが多くなります。介護の必要度が進むと、高齢者が自尊感情を損なう、あるいは介護者と被介護者の関係の中で、放置や無視、心身の加害行為に至ることもあります。

また、認知症が進行した場合などには介護負担が一段と増加するとともに、高齢者は自分の資産や家計を管理することが困難になり、資産や金銭を騙し取られるなどの被害にあうこともあります。

2 高齢者虐待の世界的な動き

世界的な高齢者の権利擁護の流れの中で、1991年に、国連総会は「高齢者のための国連原則」を含む決議を採択しました。各国政府は自国のプログラムに本原則を組み入れることが奨励されています。そのなかでは、「高齢者は尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができるべきである。」と謳われています。

わが国と同様に人口の著しい高齢化が進んでいる米国や英国においては、1970年代から高齢者虐待に関心がもたれ、米国においては各州での「成人保護サービス（Adult Protective Service）」の制定を経て、1992年に連邦議会において「米国高齢者法（Older Americans Act）」が成立しました。

3 わが国における高齢者虐待に関する取組みの経緯

高齢期になって介護や療養が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域・自宅に住み続けたいと多くの人々が希望しています。わが国では伝統的に、家族が高齢者を介護することが当然のこととされてきました。このような価値観のもとでは、家族介護者が高齢者の介護を限界まで引き受けるという状況が少なからず見られました。介護保険法が施行・普及すると共に、このような状況は緩和された面もありますが、高齢者の介護を家族に期待するところが大きいことは、依然として変わりません。

わが国でも世帯規模の人口縮小に伴う家族介護者の減少や介護力の低下、介護保険制度の普及に伴うケアマネジャーによる家庭状況の把握により、家族介護者による高齢者虐待が急速に表面化し、対策が必要とされるようになってきました。

90年代半ばになると、いくつかの研究グループ、団体等による実態調査が行われ、高齢者虐待について警告、提言が行われてきました。そして、2003年には、医療経済研究・社会保健福祉協会が厚生労働省の補助金を受けて、「家庭内における高齢者虐待に関する調査」（以下、全国調査という。）が実施された横須賀市や金沢市ではモデル事業も実施されるなど、全国の自治体で取組が広がりました。同年、日本高齢者虐待防止学会が設立されました。

（1）高齢者虐待防止法の制定

これらの流れを受け、わが国でも高齢者虐待防止のための法律の制定が必要であるとの社会的な認識が高まり、2005年11月、議員立法により「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」という。）が公布され、2006年4月から施行されました。

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（第14条第1項）。高齢者虐待事案

への対応として、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考え、養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。

4 高齢者虐待の定義と捉え方

(1) 「高齢者」とは

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を65歳以上の者と定義しています（第2条第1項）。ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又はその他養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（第2条第6項）。

(2) 「65歳未満の者」に対する虐待の場合

高齢者虐待防止法の定義に従えば、形式的には、上記以外の65歳未満の者には法は適用されないこととなります。しかし、現実には、65歳未満の者に対する様々な虐待は生じており、保護すべき必要があるという点においては65歳以上の者に対する虐待と変わりません。

また、介護保険法における地域支援事業のひとつとして、市町村には、介護保険法第115条の45第2項第2号「被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業」の実施が義務づけられていますが、介護保険法第9条にいう「被保険者」は65歳以上の者に限られてはいません。

地域支援事業実施要綱には、必要に応じて、成年後見制度の活用や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが明記されています。

また、老人福祉法では、措置の対象者を原則として「65歳以上の者」と定義し、「65歳未満の者であって特に必要があると認められる者」も措置の対象者に含めています。

したがって、65歳未満の者に対する虐待についても、高齢者虐待防止法の趣旨に則り、「高齢者」に準じて対応することが重要と考えられます。

ただし、18歳以上65歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）での対応が基本であることに留意することが必要です。

(3) 「養護者」とは

高齢者虐待防止法では、養護者の定義を「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のものをいう」と定めています（第2条第2項）。

“現に養護する”という文言上、養護者は当該高齢者の日常生活において何らかの世話をする人を指すと解されます。

具体的な行為として、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅や自室の鍵の管理など、高齢者の生活に必要な行為を管理し、または提供していることが、“現に養護する”に該当すると考えられます。

また、養護者は、必ずしも当該高齢者と同居していなければならないわけではなく、例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人等も「養護者」であると考えられます。

なお、現に養護していない者による虐待については、虐待を行っている者が「養護者」に該当するかどうか（全く世話をしていないのか、過去はどうだったのか等）具体的な事実に即して適切に判断する必要があります。

「養護者」とは…

- 高齢者の日常生活において何らかの世話をする人。
- 家族だけではなく、親族や知人等も含まれる。
- 高齢者との同居の有無は問わない。
- 高齢者虐待防止法上の養介護施設に該当しない施設の職員が含まれる場合がある。

(4) 「養介護施設従事者」とは

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員とされています。

※ 該当する施設及び事業所の分類については、第二部対応編 78 頁を参照。

※ 「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる施設・事業は、限定列举となっています。このため、有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等の施設については、高齢者虐待防止法上の養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されません。しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していく必要があります。

(5) 「高齢者虐待」とは

高齢者虐待防止法では、「養護者による高齢者虐待」と「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の 2 つに分けて次のように定義しています。

【養護者による高齢者虐待】

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

※ 経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となるので留意してください。

【養介護施設従事者等による高齢者虐待】

身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

心理的虐待

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

（６）セルフ・ネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持が出来なくなっている状態ですが、高齢者虐待防止法の範囲には含まれません。

しかしながら、この状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から「支援してほしくない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあります。支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えている状態です。

そこで、相談を受けた市町村や地域包括支援センターは、地域支援事業における総合相談支援業務や権利擁護業務等の一環として、積極的に対応することが求められます。その際、単に関わりを拒否する者という理解にとどまらず、そこに至った背景、生活歴、パーソナリティや生き辛さへの理解に基づき対応します。また、必要に応じて、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応を行えるよう、既存の高齢者の見守りネットワークや地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる連携体制を構築することが重要です。

なお、セルフ・ネグレクトへの対応における個人情報の取り扱いについては、市町村等の行政機関は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、特定した利用目的の範囲内で当該個人情報を保有する行政機関内で利用し、又は第三者に提供することができます（個人情報保護法第 61 条第 1 項）。

また、セルフ・ネグレクトへの対応のための利用が利用目的の範囲外となる場合であっても、高齢者等の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合（個人情報保護法第 69 条第 2 項第 4 号）等には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人情報を利用した事実確認や情報収集、情報共有を行うことができます。

（７）高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応について

市町村や地域包括支援センターが、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等に対し、地域支援事業における権利擁護業務等や、老人福祉法に基づく権限行使を行うなど、可能な限り、高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を行うことを言います。

なお、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応においては、高齢者虐待防止法における第11条の立入調査と第13条の面会制限の権限行使はできないことに留意が必要です。

実際の対応としては、ケース会議を開催して対応の必要性について共有を図り、事実確認と安全確認、アセスメントに基づく支援方針の立案と役割分担の明確化、必要に応じて老人福祉法第10条の4及び第11条による措置（以下、「やむを得ない事由による措置等」という。）や市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）などの権限行使等の対応や、助言・指導等を事案に応じて行います。

（8）「高齢者虐待」以外の視点も必要となる「虐待」について

ア 医療機関における高齢者への虐待

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査をし、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

また、令和4年の精神保健福祉法改正により、令和6年4月から新たに精神科病院における業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県等に通報することが義務となりました。

イ 65歳以上の障害者への虐待

高齢者虐待防止法の施行後に「障害者虐待防止法」が成立しました。65歳以上の障害者について、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。上記の2つの法律の間に優先劣後の関係はないため、障害福祉所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになります。（高齢者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を利用する等。）

ウ 養護、被養護の関係にない65歳以上的高齢者への虐待

高齢者虐待防止法が対象としているのは、「現に養護する者」による虐待のため、そのような関係性がない場合（お互いに自立した65歳以上の夫婦間での暴力や、中高年の子どもの世話をしている親が子どもから受ける暴力等）、高齢者虐待防止法の直接の対象とはなりません。しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応をすることが求められます。また、事案に応じて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「DV防止法」という。）や刑法等により対応することになります。

通報があった段階では虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判定が難しいケースもあることから、「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、DV防止法の所管課や関係機関につないでいく等の対応が必要です。

なお、加害者が養護者に該当するか判明しない場合についても警察から市町村に通報がありますが、警察による市町村への通報については、警察庁から各都道府県の警察の長に対して、令和4年12月15日警察庁発出「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）」が発出されています。

5 高齢者虐待の要因・背景

(1) 高齢者虐待に関する調査

前述のように、従来からいくつもの研究グループ、団体等による実態調査が行われ、家庭あるいは施設における高齢者虐待の実態や関連要因が報告されてきました。

現在は、厚生労働省により、平成 18 年 4 月に施行された高齢者虐待防止法に基づき、平成 19 年度から毎年実施されている対応状況等に関する調査の結果により、現代の高齢者虐待の傾向や発生要因のほか、発生件数等を把握することができます。

(2) 高齢者虐待の傾向と変化

国の調査結果によると高齢者虐待は増加の一途を辿っており、調査が開始された平成 19 年度と比べても、制度の改正をはじめ、高齢者人口の増加や権利擁護意識の浸透、核家族化による介護者の減少など、高齢者を取り巻く環境は大きく変化し、虐待発生の背景は多様化しています。

ここでは、令和 5 年度時点における神奈川県の高齢者虐待の実態と傾向を説明します。調査結果からみても、高齢者虐待の対応は、認知症や権利擁護、その他関連する法令等に関しての、より高度な専門知識や技術をもって取組むことが求められていると言えます。

なお、国及び県の虐待状況の最新の動向については、次のホームページを参照してください。

国 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_22753.html

神奈川県 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1120991.html>

ア 家族等の養護者による虐待の実態と傾向

- ・相談者、通報者は警察が最多で約 6 割を占め、次いで介護支援専門員が 1 割弱である。
- ・虐待を受けた者のうち、約 76% は女性、約 24% は男性である。
- ・虐待を受けた者の年齢は、80～84 歳が最多で、次いで 85～89 歳が多い。
- ・虐待を受けた者の要介護度では、要介護 1～3 の方の割合が多い。また、「認知症」の症状が見られる方が多い傾向がある。
- ・虐待の種別は、身体的虐待が最多であり、次いで、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待、性的虐待の順である。
- ・虐待者は、息子が最多であり、次いで、娘、夫の順である（全国的には、息子、夫、娘の順）。
- ・家族形態は、未婚の子と同居の世帯が最多で、次いで夫婦のみの世帯が多い。また、半数以上の世帯は、虐待を受けた者が虐待者のみと同居している世帯である。

イ 施設等の養介護従事者による虐待の実態と傾向

- ・相談者、通報者は施設職員が最多で、次いで家族・親族が多い。
- ・虐待を受けた者のうち、約 68% は女性である。
- ・虐待を受けた者の年齢は、85～89 歳が最多で、次いで 80～84 歳が多い。
- ・虐待を受けた者の要介護度は、要介護 3～5 の方が多い。また、「認知症」の症状がある方が多い。
- ・虐待の種別は、身体的虐待に次いで、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト、

性的虐待の順である（全国的には、身体、心理、ネグレクト、経済、性の順）。

- ・虐待者は男性が66%、女性が33%、その他1%は調査において個人が特定できなかった為、不明であった。
- ・施設、事業所種別は、特別養護老人ホームに次いで、有料老人ホームが多い。

（3）高齢者虐待の発生要因と背景

令和6年12月に厚生労働省により公表された「令和5年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果では、養護者による高齢者虐待の発生要因は、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」の割合が最も多く、次いで「虐待者の理解力の不足や低下」「虐待者の知識や情報の不足」が上位を占めました。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因は、「職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」の割合が最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「職員の倫理性、理念の欠如」が続きました。

どちらの要因も、介護者の孤立が、介護者一人ひとりの負担増加を助長すると共に、他者との繋がり希薄により、高齢者に対する権利擁護の意識や介護に関する正しい知識や技術が共有されず、結果として高齢者虐待に繋がる傾向が確認されました。

高齢者虐待防止に取り組む自治体として、「高齢者虐待に関する正しい知識や技術の普及」「高齢者とその介護者を取り巻く環境の整備」が求められています。

養護者による高齢者虐待は、複雑な要因が相互に関連して虐待に至っていることが多く、単独の職種・機関のみで解決できる問題は少なく、医療機関、地域包括支援センター、行政の福祉担当課、警察、民生委員、ソーシャルワーカー、保健師、ケアマネジャー、訪問看護師、弁護士など多くの機関、職種と市民がネットワークを作って、連携した対応を図ることが不可欠です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待では、職員配置や人員不足、組織風土など、法人・施設として、高齢者虐待防止に取り組む体制を整備するほか、場合によっては、管轄の自治体や医療機関等と連携し、対応を図ることが必要となります。

なお、具体的な対応策については、次章以降で説明します。

神奈川県内においては、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者による高齢者虐待の双方において通報件数が最多を更新し続けていますが、その内、虐待の事実有りと判断された件数は、通報件数のような増加はみられず、概ね横ばいに推移しています。

高齢者虐待を発見する視点や、高齢者虐待の通報先が周知され、虐待が疑われる状況の段階で迅速に通報されるようになった結果、虐待の事実有りと判断された件数が一定数に落ち着いていることが考えられます。

高齢者虐待の要因（例）

	被虐待者(高齢者)の要因	虐待者(介護者)の要因	背景要因
介 護	・必要な介護の増加 ※失禁・夜間徘徊等 ・認知症による言動の混乱 ・介護サービス利用の拒否	・介護疲れ ・介護サービスの利用拒否 ・介護サービスの利用不足 ・介護や病気への知識や技術不足 ・介護に対する報酬への期待値の差	・身内の無理解や無関心 ・地域からの孤立 ・近隣との関係性の希薄 ・相談者がいない ・虐待の世代間連鎖 ・家族内の力関係の変化 ・介護への拘りや偏見 ・経済的利害関係 ・失業や離婚等の生活環境の変化 ・介護目的の同居 ・情報量の変化 ・知識・技術の教育不足 ・職員配置や人員不足 ・組織風土 など
人 間 関 係	・介護者へ依存 ・不平不満 ・会話困難	・被虐待者との関係性 ※力関係等 ・被虐待者への恨みや怒り	
生 活 経 済	・貧困 ※借金や浪費等	・貧困 ※借金、浪費、失業、ギャンブル等 ・仕事疲れ ・健康障害や不安	
性 格 精神面	・頑固、攻撃的、強引 ・自己中心的な性格 ・知的障害 ・精神障害	・頑固、攻撃的、強引、几帳面潔癖、神経質、無関心等 ・アルコール依存 ・価値観や介護観のこだわり	

第2章 高齢者虐待対応の支援体制

1 国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、以下の責務が規定されています。

- ①国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めること（高齢者虐待防止法第3条第1項）。
- ②国及び地方公共団体は、支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めること（第3条第2項）。
- ③国及び地方公共団体は、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うこと（第3条第3項）。
- ④成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第28条）

（1）国の役割

国は、高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法や養護の方法その他必要な事項についての調査研究を行わなければならないこととされています。（高齢者虐待防止法第26条）

また、高齢者の尊厳の保持の視点に立ち、高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の救済、権利擁護の推進等に向けた事業を実施するとともに、虐待の再発防止策や効果的な体制整備に資するための調査研究を実施しています。

（2）都道府県の役割

都道府県の役割として、以下のとおり規定されており、市町村の虐待対応を支援する体制の整備や人材の育成に向けた支援が求められます。

《養護者による高齢者虐待について》

- ア 市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助（高齢者虐待防止法第19条第1項）
- イ 必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言（第19条第2項）

《養介護施設従事者等による高齢者虐待について》

- ア 高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（高齢者虐待防止法第24条）
- イ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、対応措置等の公表（第25条）
- ウ 高齢者虐待の報告を受けた場合の守秘義務（第23条）

（3）市町村の役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について、市町村が第一義的に責任を持つ役割を担うことが規定されています。市町村の役割として規定されている項目は、以下のとおりです。

《養護者による高齢者虐待について》

- ア 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（高齢者虐待防止法第6条）
- イ 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第9条第1項）
- ウ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第9条第2項、第10条）
- エ 立入調査の実施（第11条）
- オ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第12条）
- カ 老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会制限（第13条）
- キ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第14条）
- ク 専門的に従事する職員の確保（第15条）
- ケ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第16条）
- コ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第18条）

《養介護施設従事者等による高齢者虐待について》

- ア 対応窓口の周知（高齢者虐待防止法第21条第5項、第18条）
- イ 通報を受けた場合の事実確認等
- ウ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（第22条）
- エ 高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第24条）

《財産上の不当取引による被害防止》

- ア 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介（高齢者虐待防止法第27条）
- イ 財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求（第27条）

（４）国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません。（高齢者虐待防止法第4条）

また、高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（第7条）。

これは、虐待を受けたという明確な根拠がある場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要があることを意味しています。なお、この場合、虐待を受けたと「思われる」とは、一般的に「虐待があったと考えることには合理性がある」という趣旨と解することができます。

また、市町村は、地域住民及び関係機関等に対して通報の努力義務の周知を図り、虐待の早期発見につなげることが重要です。なお、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており（第8条）、通報者に関する情報が漏れることはないことも十分に周知します。

(5) 保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。

また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります。（高齢者虐待防止法第5条）

これらの専門職は、高齢者の生活に身近で虐待の徴候などを知りうる立場にあることから、その職務上関わった状況に基づき、虐待のおそれに気がつき、早期に相談・通報につなげていただくことが強く期待されるとともに、市町村が虐待有無の判断や緊急性の判断を行う際の必要な調査や情報収集における情報提供などの協力が不可欠です。

(6) 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません。（高齢者虐待防止法第20条）

また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています。（第21条第1項）

これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務（第21条第3項）と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。養介護施設・事業者は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。

経営者・管理者層にあつては、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

ア 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進

令和6年4月から、全ての介護サービス施設・事業所の運営基準に基づく「高齢者虐待防止措置」を義務とし、令和6年度の介護報酬改定において、当該措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する高齢者虐待防止措置未実施減算を導入しました（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く）。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置②虐待の防止のための指針の整備③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く |
|---|

これらの「高齢者虐待防止措置」は、すべての介護サービス施設・事業所の運営規定に定めておかなければならない事項です。

※虐待の防止のための研修については、サービス種別により、年2回以上又は年1回以上の実施が義務づけられています（令和7年1月20日厚生労働省老健局高齢者支援課発出介護保険最新情報Vol.1345参照）。

また、有料老人ホームについても、「神奈川県有料老人ホーム設置運営指導指針」において高齢者虐待防止措置を規定しています。

集団指導や運営指導等を通じて自治体が各養介護施設等に対し自己点検を励行するとともに、養介護施設等は、適切なケアマネジメントやサービス提供、高齢者虐待の防止と早期発見に向けた取組みを行う必要があります。

イ 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や知識が不可欠です。研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。養介護施設等は、定期的に高齢者虐待の防止に関する研修や身体的拘束等適正化に関する研修、ケア技術の向上を目指す研修等の内部での実施や、職員が外部研修を受講する機会をつくるなど、職員の資質を向上させるために取り組むことが必要です。

また、直接介護サービスに従事しない管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体で取り組むことが重要です。具体的な取組みの例として、以下のようなものが挙げられます。

- ①基準省令等により実施する事が明確に求められている研修
(高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化、認知症介護基礎研修等)の実施
- ②認知症介護その他の介護技術等や接遇等、サービス提供の基本となる内容の研修及びOJTの充実
- ③自治体等が開催する高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化等に関する研修等への積極的な参加、認知症介護実践研修等への計画的な職員の派遣
- ④職員のストレス対策、ハラスメント対策等、職員の負担軽減や、より良い職場づくりに関する研修等の実施

このほか、特に居宅系サービスなど養護者との接点が多い事業所では、養護者による高齢者虐待や、養護・被養護の関係にない高齢者への虐待、セルフ・ネグレクト、消費者被害などの発見・対応等についても研修内容に含めることが望まれます。

ウ 開かれた組織運営

養介護施設等が介護サービスを提供する場面は、どうしても外部から閉ざされた環境になりやすく、虐待が発生しても発見が遅れたり、相談・通報されにくくなる可能性があります。養介護施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合に、職員等が気づき、迅速に上司等に報告できるような風通しの良い組織運営を図るとともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが重要です。

具体的には、福祉サービス第三者評価等の外部評価、情報公表、運営推進会議等の中で、積極的にサービスの運営状況への評価を受け、その内容を活かしていくことが求められます。また、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、「介護サービス相談員派遣事業」を積極的に活用することで、虐待事案の端緒をつかむことも有効です。

エ 苦情処理体制

養介護施設等は、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことが、高齢者虐待防止法第20条に明記されています。

養介護施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとともに、虐待の発生に関する情報把握の端緒にもなり得るとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上に向けた取組を自ら実施するとともに、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、適切な苦情処理のための取組の実施が求められます。

オ 組織・運営

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要です。

養介護施設等の管理者には、日頃から養介護施設従事者等の状況、職場環境の問題等の把握に努めるとともに、必要に応じ養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に報告し、助言や指導を受けるなどの対応が求められます。

また、管理者自身が、高齢者虐待防止法及び関係法令について理解し、適切な取組を主導していくことが必要であるため、管理者自身の研修受講等の取組も求められます。そして、内部監査を活用するなどし、虐待を行った職員個人の問題に帰すのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことも重要です。

2 高齢者虐待の未然防止と早期発見、再発防止への取組

(1) 高齢者虐待防止についての正しい知識の普及と啓発

高齢者虐待は、特別な環境にのみ起きるのではなく、認知症の問題や介護疲れなど、あらゆる事由により起こりうる身近な問題です。

しかしながら、多くの住民は、高齢者虐待への意識が未だに十分とはいえず、虐待されている高齢者本人も虐待している者も虐待に対する自覚がないことが、国等の調査結果で明らかになっています。

したがって、虐待を防止していくためには、まず、広く住民に対してどのような行為が虐待にあたるのか、なぜ虐待は起こるのか、どのようにすれば虐待が防げるのかなどの基本的事項をリーフレットなどでわかり易く周知するとともに、シンポジウム・講演会等の開催や各種研修を通して啓発普及を行い、高齢者の人権や虐待防止の意識を高めしていくことが必要です。

(2) 市町村における体制整備

ア 高齢者虐待に関する相談窓口の周知

市町村は、住民に対し、介護が必要になった際や介護疲れになる前などに、介護保険制度の仕組みやその他の保健福祉サービスなどについて、いつでも気軽に相談できる相談支援体制の整備と相談窓口の積極的なPRを行うことが必要となります。

また、高齢者虐待防止のために、虐待を受けた高齢者の保護や、介護者に対する支援等に関する相談窓口となる部局を明らかにする必要があります。認定調査員や介護支援専門員、民生委員等の高齢者と接する関係者に対しても、高齢者虐待と疑われる場合や虐待事例に遭遇した場合は、早急に高齢者虐待の相談窓口に通報するよう周知することが必要です。

なお、高齢者虐待に関する通報等は、平日のみならず、休日夜間についても情報が寄せられる可能性があるため、迅速かつ適切に対応できる体制（時間外窓口や夜間対応マニュアル等）をあらかじめ検討・整備することが重要です。

イ 連携協力体制の整備

① 庁内関係部署との連携

高齢者虐待対応においては、他部署に寄せられた通報等の内容を虐待対応担当部署へ引き継ぐなど、庁内関係部署間での連携が不可欠であり、養護者による高齢者虐待

においては、高齢者や養護者等への支援に当たり障害福祉担当や精神保健福祉担当、DV防止担当、消費生活相談担当など様々な部署との連携が必要となることも少なくありません。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待においては、老人福祉法担当部署や介護保険法担当部署と連携しながら協働で対応する必要があります。ついては、高齢者虐待事案への対応に当たり、事前に庁内関係部署との間で具体的な連携方法等について協議しておき、事案発生時の迅速な対応に向け、備えることが必要です。

② 都道府県との連携・協働

主に養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、老人福祉法や介護保険法に規定される養介護施設等や社会福祉法人、医療法人に対して指導監督権限を有する都道府県との連携・協働が非常に重要です。

都道府県が当該養介護施設等に実施した指導監査結果や苦情等情報の提供、事実確認の実施や高齢者の保護、指導内容や改善計画内容の検討など、虐待対応の一連の場面で都道府県と市町村間で役割分担を行うなど、協働で実施する必要があります。そのため、通報等が寄せられた際には迅速に対応できる連携・協働体制を整備しておくことが必要です。

ウ 認知症に対する正しい理解の普及

認知症がある高齢者は、もの忘れ、妄想、徘徊、介護拒否などの問題が生じやすいため、介護者は身体的にも精神的にも負担が大きくなります。しかしながら、認知症の症状やその介護方法について正しい知識があれば、介護負担をかなり軽減することができます。そこで、認知症の理解やその対応方法について、家族に十分に説明し、必要に応じて認知症疾患医療センターや、その他専門の医療機関等につなげることも重要です。

また、認知症に対する養護者以外の家族・親族の理解不足や地域の偏見が養護者をさらに追いつめることとなります。地域に暮らす住民に対して、広く認知症についての正しい知識を普及することにより、虐待に至るまでの状態を未然に防ぎ、地域全体で認知症がある高齢者を支えるしくみづくりを進めることが大切です。

エ 高齢者虐待を防止する地域づくり

高齢者虐待を防止するためには、地域社会全体で取り組むことが必要です。

地域の人々に虐待防止の意識を持ってもらい、ちょっとした声かけや世話をしてもらうこと、変化に気づいてもらうことにより、見守りのネットワークが生まれます。また、見守りやねぎらいの声かけは高齢者だけではなく、養護者にも行うことで、地域社会での見守りを進めることに繋がります。

オ 予防と再発防止のための対応(早期に発見するポイント)

早期に発見するには、虐待を受けている高齢者等のサインを早く察知し早期対応を図ることが大切です。また、日々の対応や通報により、サインがみられる場合は虐待の可能性を疑い、一人でかかえこまず、早期に同僚や上司に相談し、複数で事実確認することが大切です。

高齢者虐待を発見しにくい理由としては次のようなことが考えられます。

- i 高齢になると外出の機会が減り、社会から孤立しやすく問題が表面化しづらい。
- ii 認知症の進行により、虐待を受けていることを伝えられない。
- iii 高齢者自身が我慢をする。
- iv 虐待している養護者をかばってしまう。

これらのことから虐待を発見することは、容易なことではありません。

しかし発見の機会を逃すと、問題がさらに深刻化、長期化し大事になってしまうこともあります。

カ 未然に防止するための対応方法

① 介護保険等諸サービスの利用の促進

虐待が起こる要因は様々ありますが、介護負担による疲弊からくる虐待もそのひとつとなっており、具体的な対策としては、以下のような介護負担の軽減が考えられます。

- i ホームヘルプサービス、短期入所、デイサービス等の利用
- ii 介護方法や福祉機器利用についての助言や指導

相談窓口や介護保険サービス等の諸サービスについて情報を提供し、介護負担が軽減できるよう支援することが重要です。

② 介護方法や認知症についての知識の提供

国の調査により、虐待を受けた高齢者の多くに何らかの認知症の症状が認められることが明らかになっています。認知症に関する知識の不足や介護方法の理解不足から虐待につながる考えられます。介護者が認知症に関する知識や介護方法等を理解することで、介護を行う際の精神的・身体的負担を軽減することができ、結果として虐待を防ぐことにつながります。

③ 養護者のストレス軽減と心のケアの実施

長期にわたる介護負担は、養護者のストレスを高め、外出が制限されることから近隣や社会からの孤立を招きます。そのためにも家族会や交流会への参加は、ストレスを発散できる機会となります。

また、担当者は他人に気軽に話しづらい相談や養護者の思いを十分に聞くとともに、地域包括支援センターの職員や専門職の定期的な相談や訪問を利用するよう勧めることで虐待の未然防止につなげます。

④ 相談機関との連携・紹介

高齢者虐待は、家族間の関係の悪化や養護者から高齢者へのDV、高齢者、養護者がアルコール依存症や精神疾患を抱えている場合もあり、様々な要因が絡み合って引き起こされることから、収集した情報を整理した上で、適切な専門機関の紹介や担当部署との連携を図ります。

⑤ 地域での見守り

民生委員や近隣住民、ボランティア団体の方々には、日頃から高齢者やその家族に挨拶や行事等への声かけをしてもらいます。よき隣人として関係づくりに心がけてもらう中で、養護者のニーズを把握したり、生活の変化に気づいた時に、地域包括支援センター等の支援機関につないでもらうことが地域の見守り体制の構築につながり、虐待の早期発見、未然防止につながります。

キ 再発を防止するための連携協力体制

① 保健医療福祉サービス機関のネットワーク

地域ケア会議等を活用して、高齢者に関わる保健・医療・福祉機関の支援ネットワーク体制をつくります。定期的にネットワーク会議を開催し、ケースに対する情報や、課題を共有化するとともに、処遇や対応についても検討します。

また、ケースが多いときは、再発の危険度のランクをつけ効果的に、継続的にかかわりを確認できるようにします。

② 施設入所後のかかわり

やむを得ず施設入所となった場合でも、本人が「家へ帰りたい」と訴えたり、養護者が「引き取りたい」と申し出る場合もあり、施設と市町村との継続的な連携が必要です。

【参考】連携協力体制の法的根拠

(高齢者虐待防止法第16条)

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の46第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

3 高齢者虐待防止ネットワークの構築

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備することが必要です（高齢者虐待防止法第16条参照）。

具体的には、市町村が「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用し、高齢者虐待の通報から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援ができる体制を構築していきます。この「高齢者虐待防止ネットワーク」を構成する者が、高齢者虐待防止法上の「高齢者虐待対応協力者」に相当し、事例に応じて対応策を検討し支援を行います。

地域包括支援センターは、効率的・効果的に住民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行うために、地域における様々な関係者のネットワークを市町村とともに構築していくことが必要とされています。地域の実情に応じて以下の3つの機能からなる「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することも業務のひとつとなっています。

【高齢者虐待防止ネットワーク】

- (1) 「早期発見・見守りネットワーク」
- (2) 「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」
- (3) 「関係専門機関介入支援ネットワーク」

(1) 「早期発見・見守りネットワーク」

住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うものです。近年では、虐待だけではなく高齢者の生活の異変の早期発見・見守りといった広義の意味での「高齢者等の見守りネットワーク」事業が全国的に進んでおり、地域住民、民間事業者、専門機関などの様々な主体が、それぞれの役割分担の下で相互に連携した体制の構築を行っています。

重要なのは、「市町村」「地域包括支援センター」「地域住民」等が相互に連携することによって、はじめて有効に機能するということです。ネットワークの構成は、民生委員、社会福祉協議会、人権擁護委員、自治会、老人クラブ、家族会、NPO・ボランティア団体の順に多くなっています。

また、高齢者との普段の関わりや住民の生活に密着した立ち位置で接する民間業者（新聞、郵便、宅配など）とのネットワーク協定の締結も増え、多角的な視点からの早期発見・見守りによる効果が期待されています。

孤立しがちな高齢者や家族に対して、見守り続けることにより、虐待が疑われるような状況を早期に発見し、その情報を市町村や地域包括支援センターの虐待対応窓口へ相談・通報としてつなげていくことで、問題が深刻化する前に解決することにつながります。

(2) 「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」

介護保険事業者等により構成され、現に発生している高齢者虐待事例にどのように対応するのかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

また、日常的に高齢者や養護者・家族等と接する機会が多いため、虐待の疑いや危険性が疑われる場合の早期発見機能としても有効です。

ネットワークの構成員は、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、医療機関、保健センター等です。実態としては、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」として特化した形ではなくても、地域ケア会議や日常業務における連携等が当ネットワークとしての機能を担う場合も多くあります。

※「地域ケア会議」と個々の虐待事例に対応するための「コアメンバー会議」は異なるものであり、法令上も運用上も別に開催する必要があります。しかし、虐待対応に必要とされる地域のネットワークづくり、虐待対応における地域の問題・課題の把握やその解決方法の検討などは地域ケア会議によって行うことができます。なお、参加者の便宜を図るため、地域ケア会議の前後にコアメンバー会議を設定し、必要なメンバーだけが参加して開催するのであれば問題ありません。

(3) 「関係専門機関介入支援ネットワーク」

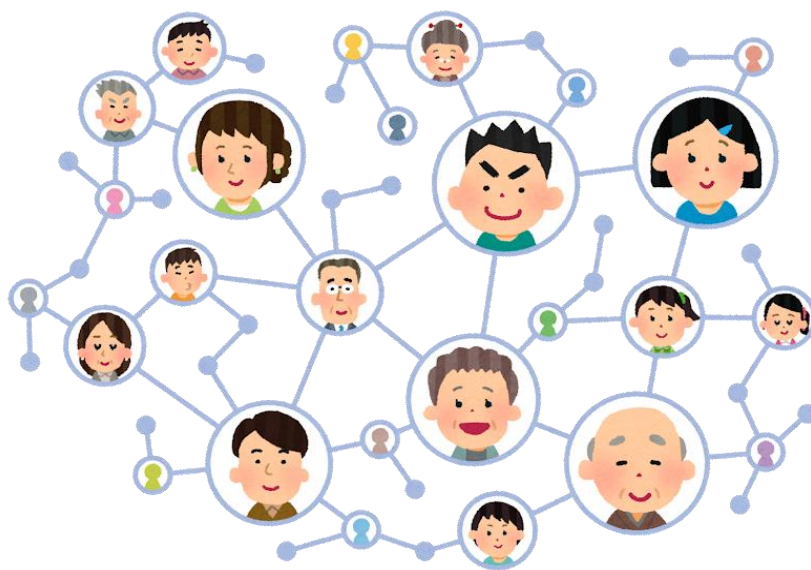
保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合に協力を得るためのネットワークです。特に、警察・消防、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図ります。

ネットワーク構成員としては、警察、弁護士、保健所、精神科等を含む医療機関、権利擁護団体、消防、消費者センター、精神保健福祉センター等があります。

また、近年ではより複雑で対応が難しいとされる事例も増加しているため、生活困窮者自立支援事業、医療介護連携事業、認知症初期集中支援チーム等を含めたネットワークの構築も進んでいます。

なお、「関係専門機関介入支援ネットワーク」については、立入調査や緊急の場合の対応など市町村による権限行使に協力してもらう機関が含まれていること、対象となる機関が市町村単位あるいはそれ以上の単位で設けられていることが多いこと等を踏まえ、市町村が主体となりネットワークを構築し、関係機関の理解・協力を得て、高齢者虐待防止ネットワークの構築をスムーズに進める必要があります。

これら3つの機能が役割を分担し、連携して対応する事により高齢者虐待を防止し、問題が深刻化する前に高齢者や養護者・家族に対する適切な支援を行うことが可能になると考えられます。



ネットワークにおける関係機関の役割

関係機関	主な役割
市 町 村	①高齢者及び養護者に対する相談、指導、支援 ②通報又は届出の受理及び高齢者の安全確認・事実確認、一時保護等の措置 ③高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認める場合の立入調査。また、立入に際し必要があると認められる場合には、警察署長に対する援助要請 ④一時保護等に必要な居室の確保 ⑤高齢者及び養護者に対する支援を適切に実施するため、地域包括支援センター等関係機関の連携協力体制の整備 ⑥通報、届出窓口等の周知、啓発 ⑦財産上の不当取引による被害防止のための相談、老人福祉法に基づく成年後見等開始の審判の請求 ⑧成年後見制度の周知・啓発普及等による利用促進 ⑨高齢者虐待防止の体制整備 ⑩養介護施設従事者等による虐待についての調査及び県への報告
地域包括支援センター	①高齢者の権利擁護に関する総合相談・支援 ②高齢者虐待の防止、早期発見のため関係機関とのネットワークの構築 ③ネットワークの維持・発展のためのコーディネート ④高齢者虐待防止に必要な社会資源の開発 ⑤高齢者の権利擁護に関する地域住民への広報・啓発普及活動
社会福祉協議会	①地域の福祉に係る相談等を通じた虐待の疑いがある高齢者の早期発見及び通報 ②地域福祉権利擁護事業による高齢者の支援 ③ネットワークへの参加
民 生 委 員	①高齢者・養護者の相談・支援 ②虐待が疑われる高齢者の早期発見及び市町村等への通報 ③見守りによる支援 ④ネットワークへの参加
老人クラブ (友愛チーム) 民間団体 (NPO・ボランティアなど)	①虐待が疑われる高齢者の早期発見及び市町村、地域包括支援センターへの通報 ②見守りによる支援 ③ネットワークへの参加
家 族 の 会	①養護者の介護ストレスに対して、同じ悩みを持つ立場から対応の工夫等についての相談・支援
医 療 機 関	①受診時の状況により、虐待が疑われた場合の市町村等への通報 ②ネットワークへの参加

ケアマネジャー	①高齢者・養護者の適切なアセスメントによる虐待兆候の早期発見、虐待予防のためのケアプラン作成 ②高齢者・養護者の相談・支援 ③虐待が疑われた場合、市町村等への相談・通報 ④サービス担当者会議を通じた関係者の情報共有と連携
介護保険事業者	①サービス利用時の高齢者・養護者の変化を見逃さず、ケアマネジャーへ適切に繋げる ②高齢者・養護者の相談・支援 ③虐待の早期発見と市町村等への相談・通報 ④各ネットワークへの参加
県	①かながわ高齢者あんしん介護推進会議等による支援体制の強化 ②専門研修会による関係職員の資質向上 ③リーフレット等を活用した、通報義務等県民への啓発・普及 ④適切な措置実施のための総合調整 ⑤講演会・相談会を通じた成年後見制度の啓発普及・利用促進 ⑥養介護施設従事者等による虐待についての調査及び実地指導、監査等
保健福祉事務所	①管内市町村の「虐待防止ネットワーク」構築支援並びに同委員会への参加 ②高齢者に関わる職員の資質向上のための研修会、事例検討会の開催 ③養介護施設従事者等による虐待についての調査及び運営指導 ④適切な措置の実施に関する市町村相互間の調整や支援 ⑤認知症や精神疾患等処遇困難ケースの対応について専門性を生かした支援 ⑥相談や研修会等を通じた、成年後見制度の普及・利用の促進
警察	①市民からの虐待被害に関する相談 ②早期発見した場合の市町村等への通報 (高齢者虐待事案通報票等が利用されている) ③市町村からの援助要請により、立入調査への協力
その他専門機関 家庭裁判所 弁護士会 消費者センター など	①関係機関等からの相談に対する専門的な助言 ②ネットワークへの参加

4 実務担当者の資質向上の取組

(国及び地方公共団体の責務)

高齢者虐待防止法第3条第2項

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

高齢者虐待の早期発見、未然防止のためには、地域において高齢者から相談を受ける可能性の高い職種の方々に、虐待に気づくアンテナを高くしてもらうことが必要です。

そこで、市町村職員、認定調査員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員など高齢者と直接接する方々に対して、権利擁護や虐待事例への対応方法などを内容とする専門職向けの研修を行うことが必要です。

(1) 実務担当者研修会の開催

専門的な人材の確保や人材の育成を図るため、継続的に関係機関の職員に対する研修会を開催したり、他市町村における様々な取組事例を収集したりするなど、各市町村の実情に応じた取組が必要です。

(2) 実務担当者研修会への参加

市町村の相談窓口を担当する職員は、適切な支援を行うために、県高齢福祉課や保健福祉事務所等が開催する各種研修会・事例検討会等に積極的に参加して、自身の資質向上を図ることが不可欠です。そのためには、組織として職員が計画的に研修に参加できる体制を確保することが必要です。

5 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について

高齢者虐待対応においては、市町村や地域包括支援センター、関係機関等が、高齢者や養護者等の氏名や住所、病名など、要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱う場面が多々あります。また、養介護施設従事者による虐待の事実確認等の対応においても、調査の迅速性・密行性が求められる中で、養介護施設等、関係機関等と情報の取得や共有を図る必要があります。

(1) 地方自治体の個人情報の取扱い

都道府県・市町村と直営の地域包括支援センターにおいて、虐待の事実確認と対応の事務を行うに当たり、当然に、市町村が業務委託した地域包括支援センターや、市町村内の他の部署間、高齢者虐待防止法第5条で規定されている団体及び関係者、他の地方自治体との間で、迅速に情報の収集を行い、あるいは、情報の提供をする必要があります。これについて、従前は各地方自治体ごとに定める個人情報保護条例等に基づいていましたが、令和5年の個人情報保護法改正法により、個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第5章によって統一されることになりました（個人情報保護法第2条11項。令和5年4月1日施行）。

具体的には、まず行政機関が個人情報を保有するにあたっては、個人情報保護法第61条第1項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

（個人情報の保有の制限等）

第六十一条 行政機関等は、個人情報を保有するにあたっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

高齢者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、高齢者虐待防止法第9条第1項や同法第24条に基づく老人福祉法や介護保険法上の権限行使によるものだけでなく、任意（運営指導を含む）の事実確認や協議によるものも含め「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」（※1）に該当しますので、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第61条第1項に基づき保有することができます。

（※1）各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれます。また、地方公共団体においては、地方自治法第2条第2項に規定する「地域における事務」もこれに含まれます（個人情報保護委員会事務局，個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け），p. 65-66）

その上で、地方自治体が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令（※2）に基づく場合を除き、原則として利用目的の範囲内で行うことが求められます（個人情報保護法第69条第1項）。もっとも、利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能です。

（※2）個人情報保護法第69条第1項の「法令に基づく場合」とは、第61条1項の「法令に定める事務又は業務」の範囲とは異なり、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取り扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない（個人情報保護委員会事務局，個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け），p. 101-102）

行政機関等から利用及び提供する場合

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。

4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

そのため、都道府県・市町村と直営の地域包括支援センターが個人情報を取り扱うにあたっては、このような個人情報保護法の規律に従って適切に対応する必要があります。

(2) 民間事業者（市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の取扱い

市町村が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者（個人情報取扱事業者）や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。

個人情報保護法令への十分な理解がないと、通報をためらうこと等により、市町村が事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための当該世帯の情報集収について困難が生じ、市町村の虐待有無の判断ができない、的確な対応方針がたてられないなどの問題が生じます。虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、関係者・関係機関等にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要ですが、高齢者の権利と利益、生命、身体又は財産の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に集収・共有することに高い優先順位があります。

この趣旨により、高齢者虐待防止法は、国民に通報義務を課し（同法第7条、第21条）、市町村に虐待の事実確認のための情報収集権限を付与しており（同法第9条第1項等）、担当課からの照会には、他部署はもちろん、他市町村や他の機関、民間協力団体もこれに協力するよう努める必要があります（同法第5条第2項）。

医療・福祉等関係者や市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター（民間事業者）等の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります（個人情報保護法第 17 条第 1 項、第 18 条第 1 項）。

